

第四編 附 則

第一章 対 部

第四十條 支部は毎月必要経費として本部に十元以上を収めて預貯するものとし、必要経費の不足は本部より支拂ひを受ける権利を有するものとする。

第四十一條 支部は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十二條 支部は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第二章 支部委員会

第四十三條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十四條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十五條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十六條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

に於て

第四十七條 前項の中央執行委員本部の事務調査の上を許可し職員等を受ける。

第四十八條 本部を脱退せんとする者はその理由を明記し本部に報告し、その所属支部又は本部へ届出する。

第四十九條 本部員にして一日退席したものは中央執行委員の承認を受ける。

第五十條 本部員にして一日退席したものは中央執行委員の承認を受ける。

第三章 職員及び会計

第五十一條 本部は本部員一名に付年額五円を納め、但し支部が納入する本部費は年額十五円を納め、会計年度別に定む。

第五十二條 本部員は本部員として本部に加入し、本部員として本部に加入するものは中央執行委員の承認を受ける。

第五十三條 本部員は本部員として本部に加入し、本部員として本部に加入するものは中央執行委員の承認を受ける。

第五十四條 本部員は本部員として本部に加入し、本部員として本部に加入するものは中央執行委員の承認を受ける。

第五十五條 本部員は本部員として本部に加入し、本部員として本部に加入するものは中央執行委員の承認を受ける。

第四十六條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十七條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十八條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十九條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第八章 附 則

第五十條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第五十一條 支部委員は本部より本部の委託を受けた事務の執行に必要とする費用を本部より支出して中央執行委員の承認を受けるものとする。

第四十條 昭和六年度本部豫算案の件

- 一、六年度本部豫算案
- 二、本部員

四五六〇圓〇〇

支 出 部	支 出 部
通 信 費	三三、〇〇
交 通 費	一五、〇〇
印 刷 費	五、〇〇
酒 類 費	一〇、〇〇
家 賃	六〇、〇〇
總 務 部 補助 金	一〇〇、〇〇
人 件 費	九〇、〇〇
會 費 費	八、〇〇
開 支 費	五〇、〇〇
雜 費	一〇、〇〇
計	三六〇、〇〇

附 帶 決 議

- 一、各支部は毎月黨費一回以上納入する制度を確立すべし
- 二、黨員は機關紙代の拂込を勵行し、機關紙部亦其經營の充實を圖り、會計の實質的獨立を期すべし。
- 三、黨内外の維持員の擴張を圖り、黨の特別活動の財源にあつてし。